

甲南大学法科大学院入学試験問題について  
－ 2015 年一般入学試験（前期募集）－

試験科目：民事訴訟法（担当：法科大学院教授 宮川聡）

1. 出題趣旨

いずれの設問も、民事訴訟第一審手続で問題になる基本的な原則や概念について説明を求めるものである。これらについて正確に解答できるならば、民事訴訟法についての基本的な知識をある程度身に着けていると評価することができることになる。

【地方入試】

民事訴訟法に規定されている中間判決については、245条の規定について簡単に解説し、できれば原因判決について説明することを期待した。

訴訟要件は本案判決を言い渡すための要件であるというのが通説の理解であるが、それを踏まえてどのような種類のものがあるか、どの時点で具備を判断するのかといった点に触れることを期待した。

二当事者対立の原則と職権進行主義は、基本的な原理・原則であるから、その内容を正確に説明することを求めた。

【本学入試】

民事訴訟法に規定がある管轄の合意と選定当事者、中間判決）については、それらの解釈で問題になる点を指摘することを期待していた。

また、自由心証主義、主張責任については、民事訴訟制度を理解するうえで理解しておかなければならない基本概念であるから、要領よく簡潔にその内容を説明し、具体的にはどのような問題が生じる可能性があるか、言及することを期待した。

2. 採点実感

昨年度も指摘したことであるが、訴訟要件のような基本的な概念について、「本案審理のための要件である」とか、「その具備を確認しないと本案について審理を行うことができない」といった不正確な解答があった（訴訟要件のなかでも妨訴抗弁と呼ばれるものについては、前記の説明が当てはまるが、それ以外は口頭弁論終結時において具備が確認されれば問題ない。）。

また管轄の合意、選定当事者、中間判決のように、民事訴訟法に規定があるにもかかわらず、それにまったく言及していない答案もあった。

管轄の合意は、その存否・内容に関する紛争の発生を避けるために書面によることが要求されているとか、付加的合意

と専属的合意があるといった点に触れていないのでは、極めて不十分である。

選定当事者についても、法律に規定がある任意的訴訟担当の一例であることを記述した受験者は極めて少数であった。

主張責任については、弁論主義の第1テーゼとの関係から説明する必要があったにもかかわらず、全く触れていない解答があった。また、主張責任の内容を正確に理解していないのではと疑わせる受験者もかなりいた。

### 3. 学習方法

とにかく基本書を読み込み、重要な概念については正確に自分の言葉で表現できるようにしておくことが必要である。